

共 済 広 報

KUROSHIO

7

2016

黒潮

ご家族のみなさまもご覧ください

## 目次

|                                             |         |
|---------------------------------------------|---------|
| 平成28年度 共済組合職員採用試験のお知らせ                      | ……2     |
| 標準報酬月額の時給決定を行います                            | ……3     |
| 養育特例制度について                                  | ……3     |
| 平成27年度決算報告書                                 | ……4～11  |
| 年金課からのお知らせ                                  | ……12～15 |
| 被扶養者の資格確認調査を行います                            | ……16～17 |
| ジェネリック医薬品差額通知による切替状況について                    | ……18～19 |
| 第三者の行為によりケガが発生した場合には、<br>必ず共済組合まで連絡をしてください! | ……19    |
| データヘルスのお話③                                  | ……20～21 |
| データヘルス事業実施のお知らせ!!                           | ……22    |
| 『平成28年度 健康セミナー』スケジュールが決定しました!!              | ……23    |
| 『平成28年度 文化教養講座』のお知らせ                        | ……23    |
| 普通貸付をご利用になりませんか?                            | ……24    |
| 積立貯金のご案内                                    | ……25    |
| 高知共済会館サマーパーティープランのご案内                       | ……26    |

平成28年7月発行

高知市本町5丁目3-20 高知共済会館内

高知県市町村職員共済組合

TEL (088) 823-3213

編集兼発行人 吉岡高明

フェスタフェスタvol.17(奥四万十博)

…ラストページからご覧ください

## 平成28年度 共済組合職員採用試験のお知らせ

高知縣市町村職員共済組合職員の採用試験を次のとおり行います。

「試験案内」は当共済組合のホームページに9月5日(月)より掲載予定です。

ホームページ <http://www.kochi-kyosai.jp>



|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 職種             | 事務職                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 2 採用予定人員         | 高校新卒者1名 ・一般求人2名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 3 採用予定日          | 平成29年4月1日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 4 受験資格           | <p>・高校新卒者は、平成29年3月31日卒業見込者(高知公共職業安定所、求人受付番号〔39010-94469〕)ですので、応募の受付は、学校を通じてください。</p> <p>・一般求人は、平成元年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校以上を卒業した者(平成29年3月31日までに卒業見込の者を除く。)又は「高等学校卒業程度認定試験」に合格し、高等学校卒業者と同等以上の学力があると認定された者。</p> <p>※次のいずれかの一つに該当する者は受験できません。</p> <p>①成年被後見人又は被保佐人(禁治産又は準禁治産の宣告を受けた者を含む。)</p> <p>②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。</p> <p>③日本国憲法施行の日(昭和22.5.3)以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。</p> |
| 5 試験科目及び<br>試験日時 | <p>①第1次試験<br/>教養試験、事務適性検査、職場適応性検査<br/>平成28年10月29日(土) 午前9時～</p> <p>②第2次試験<br/>作文試験、面接<br/>平成28年11月下旬の予定(詳細は第1次試験合格者に通知)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 6 試験案内等の<br>請求   | <p>平成28年9月5日(月)から共済組合事務局採用試験係にて配付します。</p> <p>【配付時間】午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く。)</p> <p>※郵送により請求する場合は、送信用封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒(住所・氏名を明記し120円分の切手を貼付した角2号封筒に限る。)を必ず同封してください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 7 受験申込書の<br>受付   | <p>平成28年9月20日(火)から平成28年10月7日(金)まで</p> <p>【持参による申込み】<br/>午前8時30分から午後5時15分まで共済組合事務局採用試験係まで(土日祝日を除く。)</p> <p>【郵送による申込み】<br/>平成28年10月7日(金)までの消印のあるものに限りです。</p> <p>※申込み時には、受験票送付先及び氏名を明記し、82円分の切手を貼付した長型3号の返信用封筒を必ず同封してください。</p>                                                                                                                                                                                                                      |
| 8 問い合わせ先         | <p>〒780-0870 高知市本町5丁目3番20号<br/>高知縣市町村職員共済組合 採用試験係<br/>TEL 088-823-3213</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

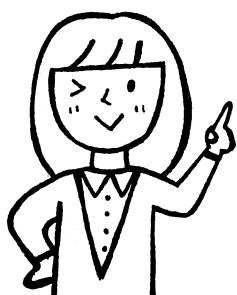
# 標準報酬月額の時決定を行います

## 掛金額等の算定方法が変りました

平成27年9月までは、皆さんの給料月額（基本給）を基に掛金額を計算し、給料額に変更があればその都度毎月の掛金額に反映させていましたが、標準報酬制への移行に伴い、4、5、6月の報酬額の平均を基にして年に一回標準報酬月額の「時決定」を行い、その標準報酬月額を基にその年の9月から翌年の8月までの掛金額等を算定することになりました。

## 時決定の仕組み

通常は、4月から6月までに受けた報酬の総額を3で割った額を、標準報酬等級表に当てはめて標準報酬月額を決定します。なお、時決定の基礎となる4月から6月までの報酬が他の月に比べて多く、その状態が毎年発生するものであると見込まれる場合で、4月から6月までの3か月平均額により算出した標準報酬月額と、前年の7月から当年の6月までの1年間の平均額により算出した標準報酬月額との間に2等級以上の差がある場合は、「所属所からの申立書」と「組合員の同意書」を提出することにより、1年間の平均額で標準報酬月額を決定すること（保険者算定）ができます。



平成27年10月  
スタート!!

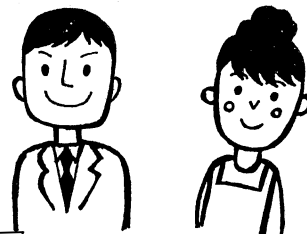
## 養育特例制度について

### 養育特例とは？

養育特例とは、3歳未満の子を養育（当該子と同居していること。）している組合員の標準報酬月額が、養育開始日の前月（基準月）の標準報酬月額よりも下回った場合に、共済組合への申し出により、年金額の計算において、従前の高い標準報酬月額が適用される制度です。

### 対象者について

3歳未満の子と同居し、養育している組合員



子どもを被扶養者としていなくても要件に該当していればお父さんお母さんどちらでも適用となります。  
将来の年金に影響します。申し出をお忘れなく！



お問い合わせ先/保険課 TEL 088-823-3214

# 平成27年度 決算報告

平成28年6月23日開催の組合会において「平成27年度決算」が承認されましたので、報告いたします。  
以下、概要及び各経理別に本年度の実績等を表及びグラフにて示しておりますので、是非ご覧ください。

〈掛金・負担金率〉 ※4～9月は給料月額・10～3月は標準報酬月額に対する割合

| 財源率<br>種 別    |       | 短 期    |       |        |       | 介 護   |      |       |      |
|---------------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|------|-------|------|
|               |       | 4～9月   |       | 10～3月  |       | 4～9月  |      | 10～3月 |      |
|               |       | 掛 金    | 負担金   | 掛 金    | 負担金   | 掛 金   | 負担金  | 掛 金   | 負担金  |
| 一般組合員         | 一 般 職 | 63.10  | 63.10 | 50.48  | 50.48 | 6.90  | 6.90 | 5.52  | 5.52 |
|               | 特 別 職 | 50.48  | 50.48 |        |       | 5.52  | 5.52 |       |      |
| 市 町 村 長 組 合 員 |       | 63.10  | 63.10 |        |       | 6.90  | 6.90 |       |      |
| 特 定 消 防 組 合 員 |       | 59.87  | 66.33 |        |       |       |      |       |      |
| 船 員 一 般 組 合 員 |       | 126.20 |       | 100.96 |       | 13.80 |      | 11.04 |      |

| 財源率<br>種 別    |       | 長 期     |          |          |          | 保 健   |       |       |     |
|---------------|-------|---------|----------|----------|----------|-------|-------|-------|-----|
|               |       | 4～8月    |          | 9月       |          | 4～9月  |       | 10～3月 |     |
|               |       | 掛 金     | 負担金      | 掛 金      | 負担金      | 掛 金   | 負担金   | 掛 金   | 負担金 |
| 一般組合員         | 一 般 職 | 105.775 | 156.3538 | 107.9875 | 158.5663 | 2.625 | 2.625 | 2.1   | 2.1 |
|               | 特 別 職 | 84.62   | 125.083  | 86.39    | 126.853  | 2.1   | 2.1   |       |     |
| 市 町 村 長 組 合 員 |       | 105.775 | 156.3538 | 107.9875 | 158.5663 | 2.625 | 2.625 |       |     |
| 特 定 消 防 組 合 員 |       |         |          |          |          |       |       |       |     |
| 船 員 一 般 組 合 員 |       |         |          |          |          |       |       |       |     |



| 財源率<br>種 別    |       | 厚生年金保険 |        | 退職等年金  |     | 経過の長期  |
|---------------|-------|--------|--------|--------|-----|--------|
|               |       | 10月～3月 |        | 10月～3月 |     | 10月～3月 |
|               |       | 組合員保険料 | 負担金    | 掛 金    | 負担金 | 負担金    |
| 一般組合員         | 一 般 職 | 86.39  | 126.59 | 7.5    | 7.5 | 0.263  |
|               | 特 別 職 |        |        |        |     |        |
| 市 町 村 長 組 合 員 |       |        |        |        |     |        |
| 特 定 消 防 組 合 員 |       |        |        |        |     |        |
| 船 員 一 般 組 合 員 |       |        |        |        |     |        |

## ◇ポイント◇

長期経理は10月の標準報酬制への移行に伴って廃止となり、厚生年金保険経理・退職等年金経理・経過的長期経理が新設されました。  
※長期負担金・厚生年金保険負担金には公的負担金が含まれています。

〈所属所数〉

| 市  | 町  | 村 | 一部事務組合等 | 合計 |
|----|----|---|---------|----|
| 11 | 17 | 6 | 31      | 65 |

〈組合員数・被扶養者数〉

| 組合員数   |      | 被扶養者数 |      |
|--------|------|-------|------|
|        | 前年比較 |       | 前年比較 |
| 10,367 | 56   | 9,897 | -152 |

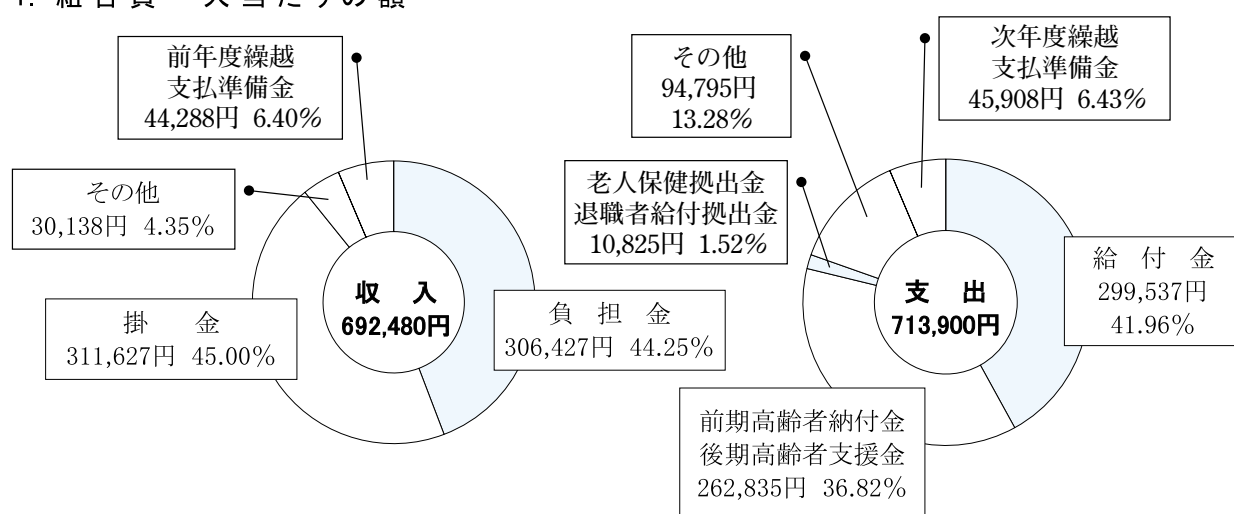


## 短期経理

昨年、大幅に減少した医療費でしたが、今年度はふたたび大きく増加に転じたため、これに伴い給付金総額も大きく増加することとなりました。また、今年度10月に移行された標準報酬制の影響として掛金・負担金収入の減少を見込んでおりましたが、この減少が予想を大きく上回ることになり、収支決算を行った結果、221,115,479円の損失金を計上しています。この医療費の増嵩対策として、統計資料の作成・配布や、特定健康診査・特定保健指導の実施推進など積極的に取り組んでおるところですが、組合員・ご家族の皆様には、疾病の予防・早期発見・早期治療あるいはジェネリック医薬品の活用など、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

なお、介護保険につきましても損失金931,855円を計上し、翌年度に欠損金2,995,787円を繰越しております。

### 1. 組合員一人当たりの額



### 2. 収支決算

| 収 入        |                 | 支 出                  |                      |
|------------|-----------------|----------------------|----------------------|
| 短期負担金      | 2,942,811,372 円 | 給付金                  | 法定給付 3,052,989,323 円 |
| 短期掛金       | 3,000,154,250   |                      | 附加給付 19,449,800      |
| 前年度繰越支払準備金 | 459,089,226     |                      | その他 32,563,000       |
| その他        | 324,162,918     | 前期高齢者納付金<br>後期高齢者支援金 | 2,724,550,809        |
|            |                 | 老人保健拠出金<br>退職者給付拠出金  | 112,216,287          |
|            |                 | 業務経理へ繰入              | 20,777,000           |
|            |                 | 次年度繰越支払準備金           | 475,878,009          |
|            |                 | その他                  | 508,909,017          |
| 収入総額       | 6,726,217,766 円 | 支出総額                 | 6,947,333,245 円      |
| 当期短期損失金    |                 |                      | △ 221,115,479 円      |
| 介護負担金      | 221,858,589     | 介護納付金                | 452,543,434          |
| 介護掛金       | 230,172,317     | その他                  | 419,327              |
| 収入総額       | 452,030,906 円   | 支出総額                 | 452,962,761 円        |
| 当期介護損失金    |                 |                      | △ 931,855 円          |

※ 短期掛金には短期任意継続掛金を、介護掛金には介護任意継続掛金をそれぞれ含める。

## 長期経理

長期経理では、長期給付事務の一元的処理により、組合員の皆様からいただく掛金や所属所からいただく負担金をお預かりして全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みを行っています。

今年度10月の標準報酬制度への移行により、長期経理は9月末をもって廃止され、10月以降は、新設された厚生年金保険経理・退職等年金経理・経過的長期経理に引き継がれました。

### 収支決算（4月～9月）

| 収 入     |                 | 支 出         |                 |
|---------|-----------------|-------------|-----------------|
| 負 担 金   | 4,969,032,967 円 | 負 担 金 払 込 金 | 4,969,032,967 円 |
| 掛 金     | 2,484,373,671   | 掛 金 払 込 金   | 2,484,373,671   |
| 収 入 総 額 | 7,453,406,638 円 | 支 出 総 額     | 7,453,406,638 円 |

## 厚生年金保険経理

### 収支決算（10月～3月）

| 収 入         |                 | 支 出               |                 |
|-------------|-----------------|-------------------|-----------------|
| 負 担 金       | 3,595,329,734 円 | 負 担 金 払 込 金       | 3,595,329,734 円 |
| 組 合 員 保 険 料 | 2,444,150,837   | 組 合 員 保 険 料 払 込 金 | 2,444,150,837   |
| 収 入 総 額     | 6,039,480,571 円 | 支 出 総 額           | 6,039,480,571 円 |

## 退職等年金経理

### 収支決算（10月～3月）

| 収 入     |               | 支 出         |               |
|---------|---------------|-------------|---------------|
| 負 担 金   | 212,325,776 円 | 負 担 金 払 込 金 | 212,325,776 円 |
| 掛 金     | 212,320,728   | 掛 金 払 込 金   | 212,320,728   |
| 収 入 総 額 | 424,646,504 円 | 支 出 総 額     | 424,646,504 円 |

## 経過的長期経理

### 収支決算（10月～3月）

| 収 入     |             | 支 出         |             |
|---------|-------------|-------------|-------------|
| 負 担 金   | 7,544,020 円 | 負 担 金 払 込 金 | 7,544,020 円 |
| 収 入 総 額 | 7,544,020 円 | 支 出 総 額     | 7,544,020 円 |

## 預託金管理経理

預託金管理経理では、長期給付事務の一元的処理に伴い、長期給付の財源の一定額を各市町村職員共済組合で管理することとなったため、平成19年度よりその管理を行っています。ただし、運用益については、全国市町村職員共済組合連合会へ支払うことになっています。

今年度10月の標準報酬制度への移行に伴い、預託金管理経理は9月末をもって廃止され、10月以降は、新設された経過的長期預託金管理経理に引き継がれました。

### 収 支 決 算（4月～9月）

| 収 入           |              | 支 出     |              |
|---------------|--------------|---------|--------------|
| 利 息 及 び 配 当 金 | 15,671,561 円 | 支 払 利 息 | 15,671,561 円 |
| 収 入 総 額       | 15,671,561 円 | 支 出 総 額 | 15,671,561 円 |

## 経過的長期預託金管理経理

### 収 支 決 算（10月～3月）

| 収 入           |              | 支 出     |              |
|---------------|--------------|---------|--------------|
| 利 息 及 び 配 当 金 | 14,264,895 円 | 支 払 利 息 | 14,264,895 円 |
| 収 入 総 額       | 14,264,895 円 | 支 出 総 額 | 14,264,895 円 |

## 業 務 経 理

業務経理では、短期給付・長期給付の事業を行うための事業費を負担しています。

収支決算を行った結果、利益金として 2,088,214円を計上しましたので、積立金として繰り越ししました。

### 収 支 決 算

| 収 入            |               | 支 出               |               |
|----------------|---------------|-------------------|---------------|
| 負 担 金          | 112,985,928 円 | 事 務 費 等           | 124,858,415 円 |
| 短 期 経 理 より 繰 入 | 20,777,000    | 事 務 費 負 担 金 払 込 金 | 50,235,860    |
| 連 合 会 交 付 金    | 37,630,264    |                   |               |
| そ の 他          | 5,789,297     |                   |               |
| 収 入 総 額        | 177,182,489 円 | 支 出 総 額           | 175,094,275 円 |
| 当 期 利 益 金      |               |                   | 2,088,214 円   |

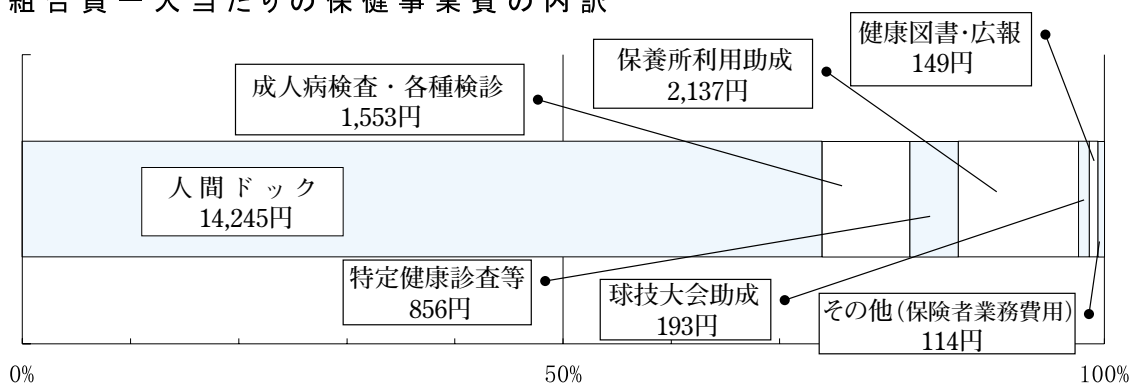
## 保 健 経 理

保健経理では、組合員及び被扶養者の健康保持・改善のための特定健診や人間ドック等健診、健康セミナー等の事業を行っています。収支決算を行った結果、7,979,644円の利益金を計上いたしましたので、積立金として繰り越しました。

### 1. 保健事業費の内容

| 種 類           | 決 算 額       | 概 要                                                        |
|---------------|-------------|------------------------------------------------------------|
| 人 間 ド ッ ク     | 147,660,692 | 組合員…7,423人 被扶養者…740人<br>婦人がん…2,566人 前立腺がん…699人<br>肺がん…368人 |
| が ん 検 診       | 151,191     | 消化器…6人 子宮…18人 乳腺…11人                                       |
| 成 人 病 健 診     | 9,276,771   | 血圧…1,545人 血糖…1,543人 など                                     |
| 予 防 接 種 助 成   | 6,117,040   | インフルエンザ…4,417人                                             |
| 妊 婦 検 診 補 助   | 553,560     | 組合員…55人 被扶養者…20人                                           |
| 保 養 所 利 用 助 成 | 22,152,472  | 宿泊施設…9,355人 健康増進施設…13,071人 外                               |
| 球 技 大 会 助 成   | 2,005,415   | バレーボール・ソフトボール大会諸経費                                         |
| 健 康 図 書 ・ 広 報 | 1,541,061   | 医療費統計資料・共済広報などの発行                                          |
| 健 康 講 座       | 1,178,624   | メンタルヘルスセミナー・女性セミナー開催                                       |
| 特 定 健 康 診 査   | 2,556,775   |                                                            |
| 特 定 保 健 指 導   | 6,315,825   |                                                            |
| 合 計           | 199,509,426 |                                                            |

### 2. 組合員一人当たりの保健事業費の内訳



### 3. 収 支 決 算

| 収 入       |               | 支 出       |               |
|-----------|---------------|-----------|---------------|
| 負 担 金     | 125,184,142 円 | 保 健 事 業 費 | 198,225,937 円 |
| 掛 金       | 121,689,117   | 事 務 費 等   | 74,695,914    |
| そ の 他     | 34,028,236    |           |               |
| 収 入 総 額   | 280,901,495 円 | 支 出 総 額   | 272,921,851 円 |
| 当 期 利 益 金 |               |           | 7,979,644 円   |

## 宿 泊 経 理

宿泊経理では、宿泊施設「高知共済会館Community Square」を運営しており、ビジネスに観光にと皆様にご利用いただいております。また、施設1階には、市町村の観光案内・物産品を取り扱うスペースを設置、市町村と連携した情報発信の場としてご活用いただいております。

平成22年度には、運営改善・設備改修を実施し、以降、現在も定期的に「共済会館運営審議会」を開催しながら、経営・運営状況の検証と経営戦略について検討し、健全運営に努めております。

平成27年度は、設備の老朽化に伴う修繕計画を実施した影響もあり、収支決算を行った結果、33,557,833円の損失金を計上しました。

今後なお一層、組合員並びにご家族の皆様にご喜んでいただける施設となりますよう、経営努力を持続してまいりますので、宿泊・会議・宴会の際はぜひ「高知共済会館Community Square」をご利用いただきますようお願いいたします。

### 収 支 決 算

| 収 入       |               | 支 出       |                |
|-----------|---------------|-----------|----------------|
| 施 設 収 入 等 | 217,740,896 円 | 施 設 支 出 等 | 191,543,807 円  |
| そ の 他     | 188,229       | 事 務 費 等   | 58,347,257     |
|           |               | そ の 他     | 1,595,894      |
| 収 入 総 額   | 217,929,125 円 | 支 出 総 額   | 251,486,958 円  |
| 当 期 損 失 金 |               |           | △ 33,557,833 円 |

## 貯 金 経 理

前年度と比較し、定期貯金は1,839,871,844円増加、積立貯金は593,364,935円増加、普通貯金は6,221,598円減少となり、総額としては、2,427,015,181円の増加となりました。

収支決算を行った結果、89,714,510円の利益金を計上いたしましたので、全額を欠損金補てん積立金として積み立てしました。この結果、次年度へ繰り越す利益剰余金は、欠損金補てん積立金3,033,972,843円・積立金1,020,526,804円となっています。

引き続き、資金運用には細心の注意を払いながら、安定した運営に努めてまいりますので、今後とも共済貯金をよろしくお願いいたします。

### 収 支 決 算

| 収 入             |               | 支 出     |              |
|-----------------|---------------|---------|--------------|
| 利 息 及 び 配 当 金   | 958,356,159 円 | 事 務 費 等 | 89,492,366 円 |
| そ の 他           | 710,190       | 支 払 利 息 | 779,859,473  |
| 事業収益 計          | 959,066,349   | 事業支出 計  | 869,351,839  |
| 当 期 事 業 内 利 益 金 |               |         | 89,714,510 円 |



## 貸付経理

平成27年度も、前年度に引き続き貸付件数、金額とも減少しています。この原因としては、市中金利の優位性が影響していると考えられますが、今後も組合員の生活の安定を図るため、皆様の利用促進に努めてまいります。

このような状況により収支決算の結果、3,693,179円の損失金を計上したため、欠損金補てん積立金を取り崩して補てんしました。

### 収支決算

| 収 入             |              | 支 出           |              |
|-----------------|--------------|---------------|--------------|
| 組 合 員 貸 付 金 利 息 | 39,353,847 円 | 事 務 費 等       | 41,205,245 円 |
| 連 合 会 交 付 金     | 252,000      | 連 合 会 払 込 金   | 2,093,781    |
| 収 入 総 額         | 39,605,847 円 | 支 出 総 額       | 43,299,026 円 |
| 当 期 損 失 金       |              | △ 3,693,179 円 |              |

## 物資経理

平成27年度の自動車購買立替金総額は、79,965,397円（前年比17,076,718円減）となり、減少傾向が継続しています。収入については、指定店による商品売上が増加したものの、収入全体としては大きく減少となりました。

このような状況により収支決算の結果、96,222円の損失金を計上したため、積立金を取り崩して補てんしました。これにより、次年度に繰り越す利益剰余金は欠損金補てん積立金が4,060,000円、積立金が45,268,050円となります。これからも物資事業の発展に努めてまいりますので、自動車購入等の際には是非とも物資事業をご利用ください。

### 収支決算

| 収 入       |              | 支 出        |              |
|-----------|--------------|------------|--------------|
| 商 品 売 上   | 9,806,673 円  | 商 品 仕 入    | 8,995,213 円  |
| そ の 他     | 5,305,766    | 事 務 費 等    | 6,213,448    |
|           |              |            |              |
| 収 入 総 額   | 15,112,439 円 | 支 出 総 額    | 15,208,661 円 |
| 当 期 損 失 金 |              | △ 96,222 円 |              |

## 短期経理の状況について

平成27年度の決算の状況については、P5においてご報告させていただいているところですが、当組合は2億2千万円余りの損失金を生じており、相対的に医療費が増加している状況を鑑みれば、今後の収支も悪化する可能性もあり危機的状況にあると言わざるを得ません。

このため、収支が悪化した原因について分析を行い、的確な対応を実践していくことが短期給付の財政安定化を図ることにおいて非常に重要となってきます。以下に平成26年度と比較した、平成27年度の短期経理の収支別分析を行いましたのでご参照ください。

### □ 収入

標準報酬制の導入に伴い、平成26年度と比較し大きく減少をしています。高知県の特徴として、地域手当がないことや、共働き世帯が多く扶養率が低い（0.95）ことから扶養手当の支給も少ないことが推測され、結果として報酬に含まれる手当の割合は、従前の手当率制1.25に比べ1.16（H27.10月概算値）と大幅な減少となっています。

これにより、短期負担金・掛金（調整・特別調整交付金を含む）あわせて、平成26年度より3億8千万円余りの減収となりました。（表1）

財源率の変更もあり、単純な比較とはなりません。標準報酬制が施行されておらず、前年度並の収入が確保されていれば、平成27年度において損失金を生じることにはなかったこととなります。

【表1】

| 区分      | 平成27年度決算額      | 平成26年度決算額      | 比較増△減         |
|---------|----------------|----------------|---------------|
| 短期負担金   | 2,925,810,194円 | 3,116,846,666円 | △191,036,472円 |
| 短期掛金    | 2,925,576,723円 | 2,943,771,865円 | △18,195,142円  |
| 調整交付金   | 0円             | 60,084,000円    | △60,084,000円  |
| 特別調整交付金 | 0円             | 114,846,000円   | △114,846,000円 |
| 合 計     | 5,851,386,917円 | 6,235,548,531円 | △384,161,614円 |

### □ 医療費支出

平成26年度については、特定の要因が重なり減少をしていた医療費支出ですが、増加傾向自体に歯止めがかかったわけではなく、平成27年度は再び大きく増加することとなりました。

増加した内訳としては、本人・家族とも入院に係る医療費、高額療養費、薬剤支給などが挙げられますが、外来に係る医療費、家族療養費附加金、一部負担金払戻金などは前年度並か減少している傾向が見られます。（表2）

この原因としては、外来受診した時にはすでに重症化しており、そのまま入院してしまうことで、入院↑・外来↓の状況となっていることなどが想定されます。また、高額療養費が増加しているにも関わらず、家族療養費附加金・一部負担金払戻金が減少していることから、多数該当による限度額の引下げが多発していることが推測され、上記入院が長期化していることも考えられるところです。

【表2】

| 区分        | 平成27年度決算額    | 平成26年度決算額    | 比較増△減       |
|-----------|--------------|--------------|-------------|
| 入院（本人・家族） | 730,956,301円 | 665,968,205円 | 64,988,096円 |
| 外来（本人・家族） | 963,511,863円 | 965,995,758円 | △2,483,895円 |
| 高額療養費     | 220,831,235円 | 184,446,331円 | 36,384,904円 |
| 薬剤（本人・家族） | 461,360,238円 | 449,913,741円 | 11,446,497円 |
| 家族療養費附加金  | 19,446,900円  | 20,427,200円  | △980,300円   |
| 一部負担金払戻金  | 32,490,470円  | 34,603,400円  | △2,112,930円 |

なお、入院の原因となっている上位3位の病類（件数、日数、医療費総額順）は表3のとおりとなります。

【表3】

| 順位 | 件数              | 日数              | 医療費総額           |
|----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1  | 流産等を除く妊娠、分娩及び産褥 | 悪性新生物           | 悪性新生物           |
| 2  | 胃・肝臓を除く消化器系疾患   | 流産等を除く妊娠、分娩及び産褥 | 流産等を除く妊娠、分娩及び産褥 |
| 3  | 周産期に発生した病態      | 骨折・熱傷を除く損傷等     | 骨折・熱傷を除く損傷等     |

上表においては、妊娠・出産に関するものがいずれも上位を占めていることが特徴的となりますが、この原因としては晩婚化に伴う出産の高齢化または多子化（3子以降等が高齢出産となる）の影響が考えられます。ただし、こちらについては対応策を講じるのは難しいのが現状です。

それ以外では悪性新生物がやはり上位を占めているところであり、その主原因となる生活習慣病の予防事業の実施が急務となります。当組合においても、特定健診・特定保健指導にあわせて各種データヘルス事業を実施することで対応する予定としています。

組合員・被扶養者のみなさまにおかれましても、当組合の事業をご活用いただくことで生活習慣病の重症化予防を心掛けていただき、短期給付の財政安定化にご協力をいただきますようよろしくお願いします。

## 年金課からのお知らせ

～退職等年金給付に係る給付算定基礎額残高通知書を送付します～

**平成28年6月下旬に、平成27年10月から平成28年3月までの「給付算定基礎額」に関する情報を所属所担当者を通じ、圧着ハガキでお知らせしています。**

平成27年10月1日に被用者年金制度が一元化されたことに伴い、改正前の共済年金における3階部分（職域部分）は廃止され、退職等年金給付（年金払い退職給付）制度が創設されました。

この退職等年金給付（年金払い退職給付）制度は、国民年金・厚生年金といった公的年金とは異なり、将来自分が年金を受給する際に必要な原資を、あらかじめ労使折半による保険料で積み立てる「積立方式」による給付になります。

この将来の退職等年金給付の原資となる額を「給付算定基礎額」といいます。

「給付算定基礎額」は、付与額（標準報酬月額（※1）×付与率（※2））と、これに対する利息（基準利率（※3）を基に計算）を累積した額となります。

「給付算定基礎額残高通知書」では、前年度にあなたが積み立てた給付算定基礎額等に関する各情報をお知らせします。

### （※1）標準報酬月額

標準報酬月額とは、毎月の報酬から納める保険料の額や、年金額を決定するときに、その算定の基とするための金額で、組合員の受ける報酬月額（基本給＋諸手当）に基づき決められます。標準報酬月額は98,000円（第1級）から620,000円（第30級）と30等級に区分されており、一定の時期の報酬を基に毎年改定します。このほか、標準報酬月額は、実際の報酬に大幅な変動があった場合にも改定されます。

「給付算定基礎額残高通知書」では、期末手当及び勤勉手当を受けた月は、期末手当額等を含んで表示されます。

### （※2）付与率

付与額を算定するための率であり、組合員であった者とその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであることなどの事情を勘案して、地方公務員共済組合連合会（以下「地共連」といいます。）の定款で定められます。付与率は、上記の事情に適合しないことが明らかになったときには水準の見直しを行います。

平成27年10月からは1.5％に設定されています。

### （※3）基準利率

付与額に対する利息を算定するための率であり、国債の利回り（10年国債の応募者平均利回りの直近1年平均と直近5年平均の低い方）を使用することとされ、地共連の定款で定められます。基準利率は、毎年10月に改定されます。

平成27年10月から平成28年9月30日までは、0.48％に設定されています。

# 1 通知書の見本

くハガキの展開イメージ>

郵便はがき

水戸中央郵便局

料金別納郵便

001-0011

北海道札幌市中央区  
住所2(漢字)018  
住所3(漢字)018  
新3階 0615

00000003

03001-00-123156789012-00001921(※)

300000004 #

親展

お問い合わせ先

〒060-8578  
札幌市中央区北(条)6-2  
北海道自治会館5階  
北海道市町村職員共済組合 年金課  
011-830-2565

退職等年金給付に係る「給付算定基礎額残高通知書」です。

給付算定基礎額残高通知書

(27年10月～28年3月)

(850710000000018)

単位 円

| 新3階 0615 様 | 期 間 | 標準額     | 月 額   | 付 分 | 利 息 | 給付算定基礎額残高 |
|------------|-----|---------|-------|-----|-----|-----------|
|            | 10月 | 530000  | 7950  | 3   |     | 7953      |
|            | 11月 | 530000  | 7950  | 6   |     | 15909     |
|            | 12月 | 1590000 | 23850 | 15  |     | 39774     |
|            | 1月  | 530000  | 7950  | 19  |     | 47743     |
|            | 2月  | 530000  | 7950  | 22  |     | 55715     |
|            | 3月  | 530000  | 7950  | 25  |     | 63690     |

※「標準額残高」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。

| 区 分         | 給付算定基礎額                  | 標準額   | 有期退職年金算定基礎額 | 終身退職年金算定基礎額 |
|-------------|--------------------------|-------|-------------|-------------|
| 職 員 通 計     |                          |       |             |             |
| 付 分 額 通 計   |                          | 63690 |             |             |
| 残 高 通 計     |                          | 90    |             |             |
| 今 回 通 計     |                          | 63690 |             |             |
| 給付算定基礎額等合計  |                          | 63690 |             |             |
| 年 金 払 い 通 計 |                          |       |             |             |
| 付 分         | 平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月 |       | 0 年 6 月     |             |
| 金 額         |                          |       | 1.500 円     |             |
| 退 職 率 (年率)  | 平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月 |       | 0.480 %     |             |

基礎年金番号 30000000018 作成日 平成 28 年 5 月 1 日

退職等年金給付に係る「給付算定基礎額残高通知書」について

平成27年10月から、被用者年金一元化による改正前の共済年金における3階部分(職域部分)は廃止され、3階部分(職域部分)に代わる民間の企業年金に相当する新たな制度として、退職等年金給付(年金払い退職給付)制度が創設されました。

退職等年金給付制度は、国民年金・厚生年金といった公的年金とは異なり、将来自分が年金を受給する際に必要な原資を、あらかじめ労使折半による保険料で積み立てる「積立方式」による給付になります。

この通知書は、平成27年10月から平成28年3月までにあなたが積み立てた、将来の退職等年金給付の原資となる「給付算定基礎額」(※)に関する情報をお知らせするものです。

※ 標準額残高は、将来の安定した生活の維持を図るために必要な給付水準等を勘案して定める率)を乗じた付分額と、これに対する利息(国債の利回り等)に連動した基準利率を用いて計算)を累積した額のことです。この額がそのまゝ年金額になるわけではありません。

組合員の方には毎年、年金待遇者(公務員を退職された方)については退職時と節目年齢(35歳・45歳・59歳・63歳)にお届けします。

通知書の見方や退職等年金給付(年金払い退職給付)制度の概要、給付の計算方法等についての詳細は、下記のホームページをご覧ください。

全国市町村職員共済組合連合会ホームページ

http://www.shichousoren.or.jp/

(※)所属所コード-企業コード-部課所コード-証番号が表示されます。

2 通知書の見方

【通知書に表示されている各項目の見方】

- ① 標準報酬月額
- 付与額の基礎となる標準報酬の額です。期末手当等を受けている月は、期末手当等の額が合算されています。
- ② 付与額
- 標準報酬月額に付与率を乗じた額です。
- ③ 利息
- 前月までの給付算定基礎額残高と当月の付与額に基準利率(1ヶ月単位に換算した率)を乗じた額です。
- ④ 給付算定基礎額残高
- 付与額及び利息の合計額です。
- ⑤ 前回通知
- 今回は空欄です。
- ⑥ 付与額累計
- 各月の付与額を累計した額です。
- ⑦ 利息額
- 各月の利息を累計した額です。
- ⑧ 今回通知
- 前年度末における付与額と利息を累計した額です。
- ⑨ 年金払い退職給付加入期間
- 平成27年10月以降の組合員期間の年月数です。
- ⑩ 付与率
- 付与額を算定するために標準報酬月額に乘じる率です。
- ⑪ 基準利率
- 利息を求めるための率です。

給付算定基礎額残高通知書

新3階 0615 様 ( 27 年 10 月 ~ 28 年 3 月 )  
(86071000000018) 単位円

| (入金) 期月 | 標準報酬月額  | ②     | ③  | ④ | 給付算定基礎額残高 |
|---------|---------|-------|----|---|-----------|
| 月       |         |       |    |   |           |
| 月       |         |       |    |   |           |
| 月       |         |       |    |   |           |
| 月       |         |       |    |   |           |
| 月       |         |       |    |   |           |
| 月       |         |       |    |   |           |
| 10月     | 530000  | 7950  | 3  |   | 7953      |
| 11月     | 530000  | 7950  | 6  |   | 15909     |
| 12月     | 1590000 | 23850 | 15 |   | 39774     |
| 1月      | 530000  | 7950  | 19 |   | 47743     |
| 2月      | 530000  | 7950  | 22 |   | 55715     |
| 3月      | 530000  | 7950  | 25 |   | 63690     |

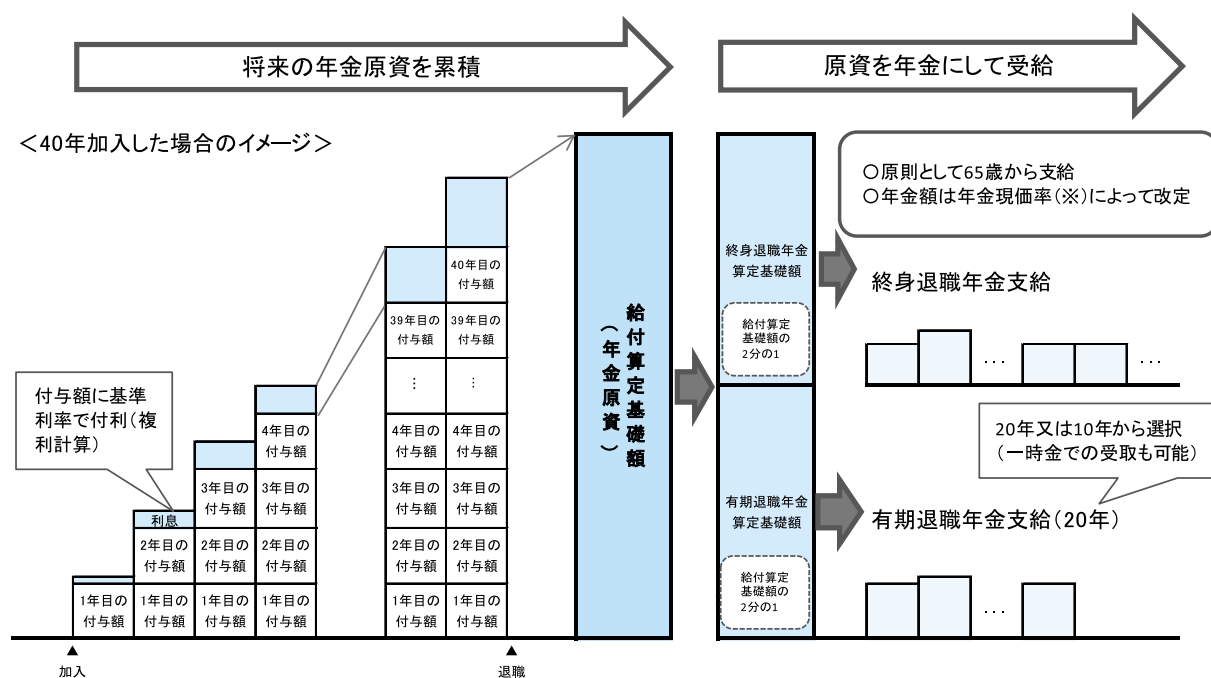
※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。

| 区 分            | 給付算定基礎額残高                  | 有期退職年金算定基礎額 | 終身退職年金算定基礎額 |
|----------------|----------------------------|-------------|-------------|
| ⑤ 前回通知         |                            |             |             |
| ⑥ 付与額累計        | 63600                      | -           | -           |
| ⑦ 利息額          | 90                         |             |             |
| ⑧ 今回通知         | 63690                      |             |             |
| 給付算定基礎額等合計     | 63690                      |             |             |
| ⑨ 年金払い退職給付加入期間 | 平成 27 年 10 月 ~ 平成 28 年 3 月 | 0 年 6 月     |             |
| ⑩ 付与率          | 平成 27 年 10 月 ~ 平成 28 年 3 月 | 1.500 %     |             |
| ⑪ 基準利率 (年率)    | 平成 27 年 10 月 ~ 平成 28 年 3 月 | 0.480 %     |             |

基礎年金番号 3000000018 作成日 平成 28 年 5 月 1 日



### 3 積立時と年金受給時のイメージ



(※)年金現価率

基準利率・死亡率の状況及びその見通し等を勘案して、一定の年金額が支給されとした場合の年金額を計算するための率で、地共連の定款で定められます。毎年10月に見直しを行います。

### 4 相談について

お手元に届きました通知書の内容について、不明な点等がありましたら、高知縣市町村職員共済組合までお問い合わせください。

お問い合わせの受付時間は、9：00～17：00（土・日・祝日を除く。）となっております。

なお、退職等年金給付（年金払い退職給付）制度の概要や給付の計算方法等について詳しく知りたい方は、下記の全国市町村職員共済組合連合会ホームページを御覧ください。

全国市町村職員共済組合連合会ホームページ

<http://www.shichousonren.or.jp/>



## 被扶養者の資格確認調査を行います

被扶養者として認定されている方が、現在も被扶養者の要件を満たしているかを確認するため被扶養者資格確認調査を実施します。

法に基づく適正な被扶養者の認定を行っていくうえで不可欠な調査ですので、組合員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。調査時期については、8月を予定しています。

### ○調査対象者（検認対象者）

19歳（本年度中）以上の被扶養者及び18歳以下の扶養手当不該当の者。

ただし、次の①または②に該当する者は、調査対象から除きます。

- ① 平成28年1月以降に認定された者
- ② 平成28年4月以降に継続認定の手続きを行った者



### ○調査方法

該当する組合員に対し、共済組合から「被扶養者資格確認届書」をお送りしますので、必要事項を記入のうえ確認書類を添付して、所属所の共済事務担当課（係）へ提出してください。

※確認書類等の詳細は「被扶養者資格確認届書」とあわせてお知らせします。

### 認定取消しになる場合（事前確認をお願いします。）

- 就職等により他の健保組合、共済組合等の健康保険に加入した場合
- 他の者が調査対象となっている被扶養者にかかる扶養手当等を受けている場合
- 公的年金を受給していない方で、パート・アルバイト等の収入が年額130万円（月額108,334円）以上ある方（3ヶ月連続して108,334円以上のとき最初の月の初日に遡って扶養の取消を行うこととします。ただし、この場合でも扶養手当が引き続き支給されるときは扶養認定の取消しも行いません。）
- 雇用保険の失業給付を受給（日額3,612円以上）している方
- 公的年金受給者（60歳未満の遺族年金受給者を除く）の方で、年金額あるいは年金と他の収入を合わせた額が認定基準額（年180万円、月額15万円）以上ある方
- 父母合算により認定基準額を超えたとき
  - ・ 父母ともに公的年金を受給していない…221万円
  - ・ 父母の一方が公的年金を受給している…263万5千円
  - ・ 父母ともに公的年金を受給している…306万円
- 別居の被扶養者の場合、組合員からの仕送り額が被扶養者の収入合計額の2分の1以上を満たしていない場合

### ○提出期限

所属所の定める期限までに、所属所の共済事務担当課（係）へ提出してください。

### ○注意事項

調査（検認）時に「組合員被扶養者証」の提出は必要ありません。

※調査実施に関する詳細は、皆様のお勤め先の共済事務担当課（係）を通じて別途お知らせいたします。

▽次ページからの被扶養者資格点検もご確認ください。

# 被扶養者資格自己点検チャート

は い →  
いいえ →

そのご家族は、あなたの父母、祖父母、配偶者（内縁関係を含む）、子、孫、弟妹のいずれかにあたりますか？

そのご家族は、あなたの三親等内の親族、内縁関係の配偶者の父母および子のいずれかにあたりますか？

あなたはそのご家族と同一世帯に属していますか？

あなたはそのご家族と同一世帯に属していますか？

あなたはそのご家族の年収額の半分以上の金額を、定期的に援助していますか？

そのご家族の方は被扶養者資格がありません。

そのご家族の年収総額は 130 万円未満（障害年金等（遺族年金不可）の公的年金受給者は 180 万円未満）ですか？

そのご家族の方は被扶養者資格がありません。

あなたはご自分の年収等からみて、そのご家族の生計を継続的に「主として」維持していく扶養能力をお持ちですか？（複数の被扶養者をお持ちになっている場合も含みます）

そのご家族の方は被扶養者資格がある可能性があります。

＜注意＞被扶養者資格を認定する権限は共済組合にあります。このチャートで「被扶養者資格がある可能性がある」と判定されたご家族の方でも、あなたがそのご家族の方の生計を実際に「主として」支援しているかどうか、あなたに継続的に扶養する能力がなおあるかどうかなどを公正かつ厳正に審査し、その事実が無い、または、疑わしいと判断できる相当な理由があれば、被扶養者資格の認定は行いません。

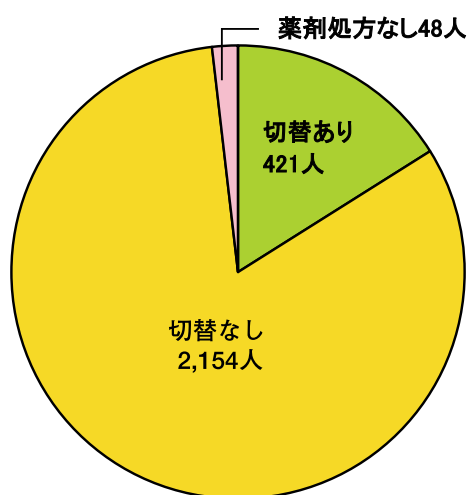
## ジェネリック医薬品差額通知による切替状況について

共済組合から年2回、処方されている医薬品をジェネリック医薬品に切り替えることで、自己負担額が一定程度軽減できる組合員及び被扶養者の方を対象に、「ジェネリック医薬品差額通知書」を送付し、ジェネリック医薬品の普及・促進に取り組んでおります。

このたび、平成27年3月にジェネリック医薬品差額通知書を送付した2,623人を対象として、ジェネリック医薬品への切替状況等の効果測定を行いましたのでお知らせします。

### ～切替人数割合～

ジェネリック医薬品に切り替えた方の割合は、発送人数の16.05%となり、年代別でみると0歳～9歳の方が最も多く105人が切り替えています。



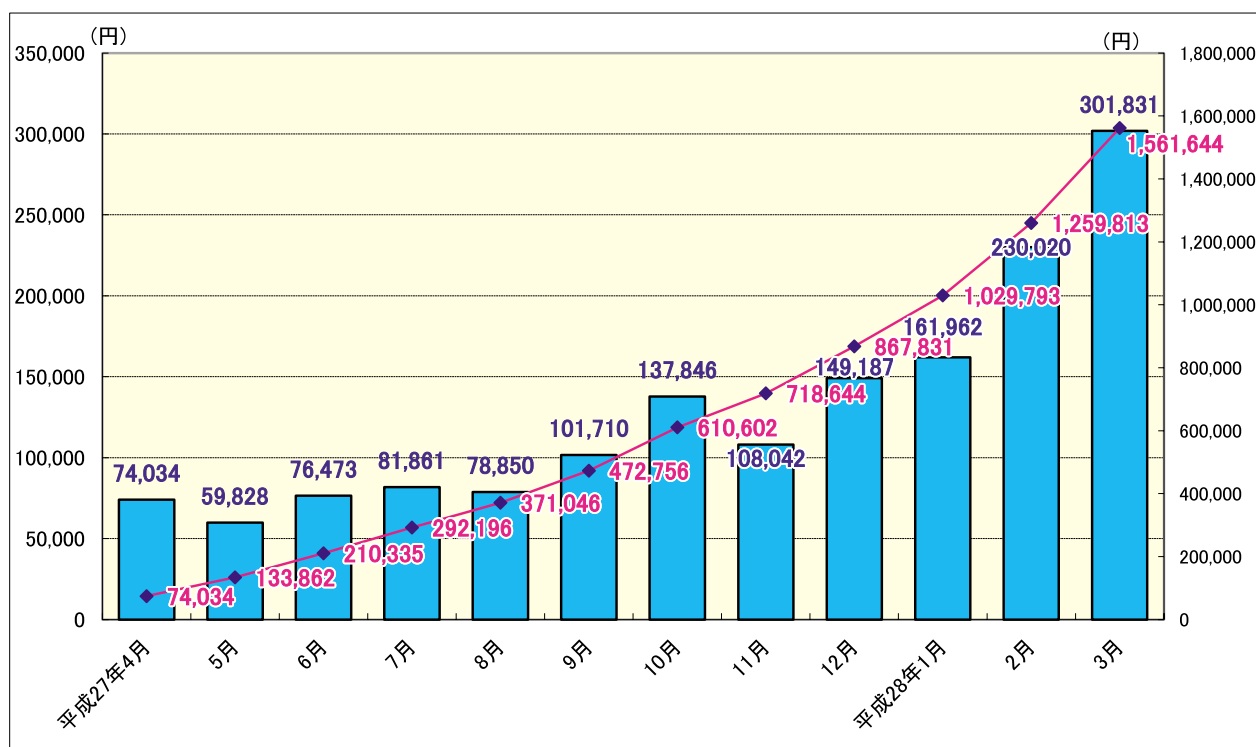
▼年代別切り替えた方の人数

| 本人      | 家族   |
|---------|------|
| 209人    | 212人 |
| 年齢      | 切替人数 |
| 0歳～9歳   | 105人 |
| 10歳～19歳 | 43人  |
| 20歳～29歳 | 35人  |
| 30歳～39歳 | 41人  |
| 40歳～49歳 | 71人  |
| 50歳～59歳 | 94人  |
| 60歳～64歳 | 20人  |
| 65歳以上   | 12人  |

### ～削減額推移～

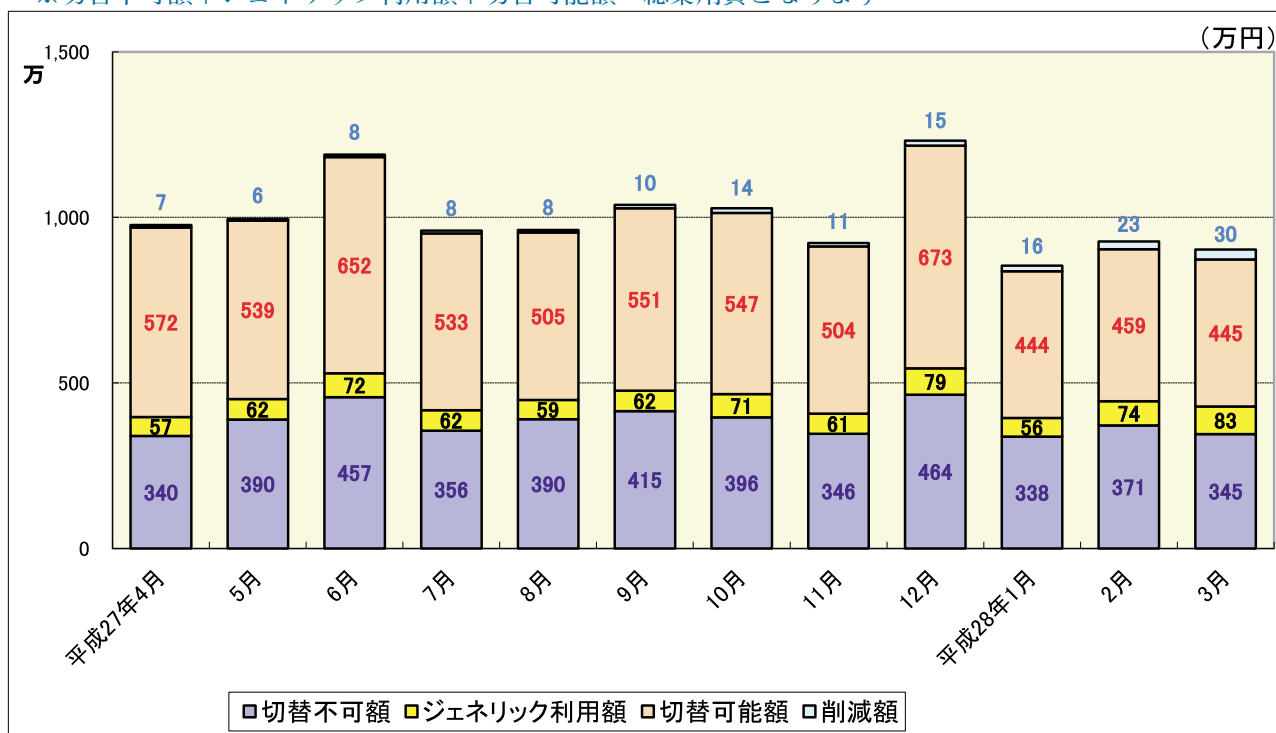
※「切り替えたジェネリックの薬剤費と切り替えたジェネリックが先発品だった場合の薬剤費」の差額

平成27年4月診療分から平成28年3月診療分でジェネリック医薬品への切替削減額をみると、前回(平成26年4月診療分から平成27年3月診療分)と比べ約184万円減少し、累計削減額は1,561,644円となっています。



## ～削減額と切替可能額の推移～

※切替不可額+ジェネリック利用額+切替可能額=総薬剤費となります



ジェネリック医薬品の差額通知を開始して3年となりました。2年目にはジェネリック医薬品の切替率が増加しましたが、昨年度は減少しています。

ジェネリック医薬品への切替は、自己負担額の軽減のみでなく、医療費の適正化にもつながります。そのため、共済組合では薬剤費の節減に効果があると考え、引き続きジェネリック医薬品差額通知事業を継続していきますので、ジェネリック医薬品への切り替えの検討をお願いします。

お願い

**第三者の行為によりケガが発生した場合には、必ず共済組合まで連絡をしてください！**

組合員及び被扶養者が交通事故などの第三者行為によりケガをした場合でも、事前に共済組合に連絡をしていただくことにより、組合員証等を使用して治療を受けることが可能です。共済組合が組合員に代わって負担した費用については、損害賠償請求権を代位取得し保険会社等に請求します。

### ◎示談の取り扱いについて

組合員証で治療を受けている間に示談をする場合、加害者と不利な示談をすると共済組合はこれらの費用を加害者に請求することができなくなり、組合員本人に負担していただく場合がありますので、あらかじめ共済組合までご連絡ください。

### ◎提出書類（ホームページに掲載しています）

- ・損害賠償申告書
- ・事故発生状況報告書
- ・念書（被害者）
- ・誓約書(加害者)
- ・加害者調書
- ・診断書(コピー写し可)
- ・警察の事故証明書（原本）
- ・示談書成立報告書



※事前連絡がなくレセプト等（診療月の2ヵ月後）から判断し、傷病原因調査後、附加金等の返還をお願いすることがありますので、必ず連絡をしてください。

## データヘルスのお話③

「データヘルスのお話」も早いもので3回目となりました。今回は少し具体的なお話となりますが、当組合が実際にデータ分析を行い、組合員・被扶養者に対してすでに実施したデータヘルス事業の内容と効果測定結果を中心に取り上げてみます。

事業内容は少し重めのものとなりますが、生活習慣病ハイリスク者に対する受診勧奨です。

### 生活習慣病とは

生活習慣病とは、食生活や運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの日々の生活習慣によって引き起こされる病気の総称です。具体的な病名としては、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病、高血圧、脂質異常症、肥満などが挙げられます。

ひと昔前は、こういった病気は加齢とともに発症するものと考えられていたので「成人病」と呼ばれていましたが、近年、生活習慣が病気の原因として大きく関わっていることが明らかになってきたことから、生活習慣病と呼ばれるようになりました。

### 日本における状況

平成18年の統計における死亡原因の上位3位は、ガン、心疾患、脳血管疾患となっており、その死因の下地になる病気は、糖尿病、高血圧、脂質異常症のいわゆる生活習慣病であると言われています。

ちなみに、喫煙は上位3死因すべての危険因子で「予防可能な最大の死因」とされています。個人単位で見れば、喫煙が必ずしも死亡率を引き上げることに直結するというわけではないかもしれませんが、統計学的な予防の観点から見れば、やはり禁煙をすることが健康を維持する秘訣であるといえるでしょうか…。

なお、少し古い統計となりますが、平成14年の調査においては、日本人口のほぼ半分47%が糖尿病、高血圧、脂質異常症のいずれかに該当するという結果も出ています。

### 生活習慣病ハイリスク者

生活習慣病のハイリスク者という概念は、解釈によって異なってくると思いますが、今回の事業においては、「すでに生活習慣病の状態であり、かつ、一定程度重症化している」方を対象としています。血圧の検査値を例に説明してみましょう。

図1 平成25年度脳卒中・心筋梗塞に関するリスクフローチャート

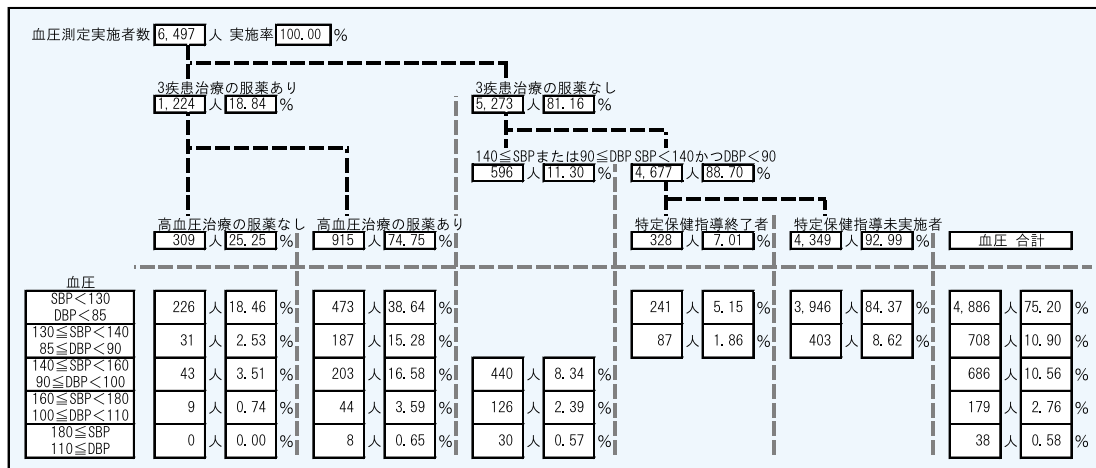


図1は、血圧の検査値による、脳卒中・心筋梗塞のリスク保有者をフローチャート化したものです。左端に血圧の値による分類がありますが、下から3つの状態に該当するのがいわゆる高血圧症と呼ば



れる状態です。1番下からⅢ度高血圧症、Ⅱ度高血圧症、Ⅰ度高血圧症の範囲となりますが、今回受診勧奨対象としているのはⅡ度高血圧症以上に該当し、かつ、高血圧症の服薬がない（受診履歴がない）方となります。

図2 平成25年度糖尿病に関するリスクフローチャート

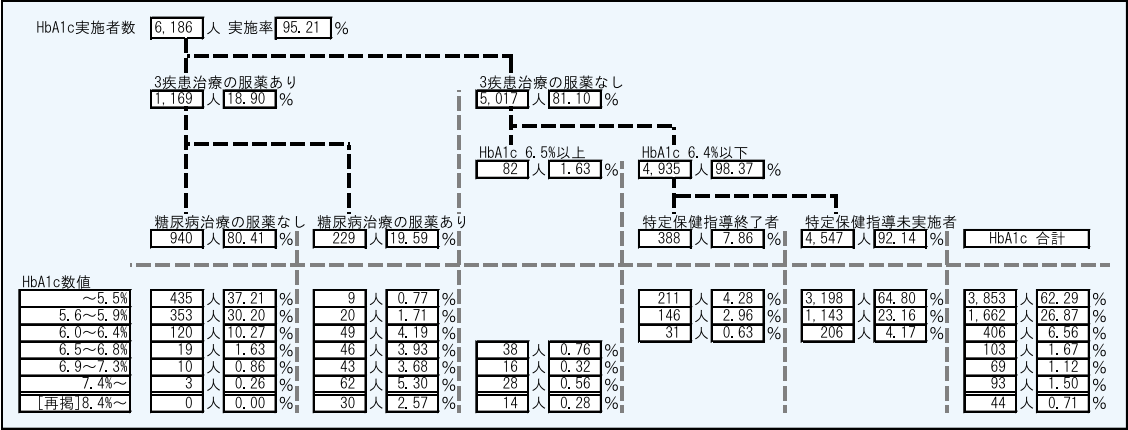


図2は、同様に、HbA1cの検査値による糖尿病のリスク保有者をフローチャート化したものです。一般的にHbA1cの値が6.5以上となれば糖尿病と診断されますが、今回の受診勧奨の対象としているのはHbA1cの値が7.4以上に該当し、かつ、糖尿病の服薬がない方となります。

受診勧奨

このように生活習慣病ハイリスク対象者の絞り込みを行い、受診勧奨を行うわけですが、実は、上記のリスクフローチャートにおける服薬履歴の有無については、健診受診者の自己申告によるものとなりますので、実際の受診履歴についてさらに絞り込みを行います。

表1 平成25年度健診レベル判定別医療機関の受診状況

| 生活習慣病<br>レセプト | 健診非受診者 |       | 健診受診者の健診レベル判定 |       |           |       |           |      |       |       |
|---------------|--------|-------|---------------|-------|-----------|-------|-----------|------|-------|-------|
|               |        |       | 基準範囲内         |       | 保健指導基準値以上 |       | 受診勧奨基準値以上 |      | 服薬あり  |       |
|               | 人数     | 割合    | 人数            | 割合    | 人数        | 割合    | 人数        | 割合   | 人数    | 割合    |
| 有             | 520    | 6.51  | 391           | 4.90  | 369       | 4.62  | 287       | 3.59 | 1,087 | 13.61 |
| 無             | 970    | 12.15 | 2,368         | 29.66 | 1,327     | 16.62 | 529       | 6.63 | 136   | 1.70  |

表1は、健診レベル判定別に生活習慣病レセプトの有無の人数等をあらわしたのですが、リスクフローチャートにより絞り込んだ方が、受診勧奨基準値以上で生活習慣病レセプトがなしの人数に含まれていれば、今回の受診勧奨対象者となるわけです。

実際の受診勧奨を行うに当たっては、平成26年度のデータを使用しましたが、受診履歴のない高血圧症該当44名、糖尿病該当11名の方に対し、昨年12月に勧奨文書の送付を行いました。

効果測定

勧奨文書の送付後、5月に対象者の受診状況を確認したところ、12名（高血圧：8名、糖尿病：4名）の受診を確認することができました。生活習慣病の重症度を勧奨すると、やや受診率は低めですが、さらなる重症化の防止につながる成果があったことは、データヘルス事業として一定評価できるのではないかと思います。

今後、8月頃を目途に、平成27年度の検査値に基づく受診勧奨を予定しておりますが、今回以上の受診率を目標として実施をしたいと考えておりますので、対象となられた方の一層のご協力をお願いします。



# データヘルス事業実施のお知らせ!!

共済組合では、平成28年度に行うデータヘルス事業として、受診勧奨、歯科系疾患予防事業（お口ケア30daysトライアル）及びヘルスアップセミナーの3つの事業を実施することを予定しています。受診勧奨事業については、「データヘルスのお話③」の中で事業の詳細をお知らせしておりますので、歯科系疾患予防事業とヘルスアップセミナーの2つについて、実施内容や対象となる方など今後の予定をお知らせします。

## 1 歯科系疾患予防事業

歯科系疾患（う蝕、歯周病）については、「データヘルスのお話①」で取り上げさせていただきましたが、歯の健康を保つためには、現在の口腔状態を把握すること、十分な予防行動を実践すること、そしてそういったことを習慣づけることが重要となります。そこで、全組合員を対象に歯科系疾患予防事業を実施することとしました。

ただし、予算の関係上、一年度に実施する人数は全組合員数の1/6とし、今後6年度をかけて全組合員に対し実施していくこととしています。このため、平成28年度に実施する対象組合員は、生まれ月が4月及び5月の方とさせていただきます。6月以降の生まれ月の方については、来年度以降順時実施していく予定です。

具体的な事業の流れについては、以下をご参照ください。

### 【事業の流れ】

- ① 5月上旬：参加対象者への事業参加依頼（対象者数：1,768名）
- ② 5月中旬：参加者の確定（参加者：1,573名）
- ③ 6月下旬：参加者へ問診表の発送  
※ 問診表を記入いただくことにより、現在の口腔状態を把握します。
- ④ 7月中旬：共済組合へ問診表を返送
- ⑤ 8月下旬：問診表を分析し参加者へアドバイスシート及び口腔ケアセットを送付  
※ 問診表の分析結果に応じて、各参加者にアドバイスシートを送付します。  
また、口腔状態に応じた口腔ケアセットもあわせて送付します。
- ⑥ 9月上旬：アドバイスシートに基づき30daysトライアルを開始  
※ アドバイスシートにより自己の目標を策定し、口腔ケアセットを活用しながら30日間のトライアルを実践していただきます。
- ⑦ 10月下旬：トライアル終了後アンケートを共済組合へ返送

## 2 ヘルスアップセミナー

例年、健康セミナーとして、メンタルヘルスセミナー及び女性セミナーを実施しているところですが、今年度からメンタルヘルスセミナーをデータヘルス事業化し、ヘルスアップセミナーとして開催させていただくこととしました。

従来の健康セミナーは、参加希望者を募集の上開催をしていましたが、ヘルスアップセミナーは、共済組合においてデータ分析を行い、特定の条件（※）に合致する組合員について、コラボヘルスによる参加依頼を所属所に対し行い実施することとなります。

このため、対象となった組合員には、直接参加依頼の文書を送付させていただいておりますので、事業の主旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

なお、女性セミナーは従来どおり開催します。詳細についてはP23をご参照ください。

※ 過去2年間の体重増加が1年につき1.0kg以上かつ2年合計で4kg以上及び前年度のBMIが25以上の条件を同時に満たす方で前年度の検査結果が以下のいずれか1つに該当

- |                                           |                                           |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 収縮期血圧が130以上140未満 | <input type="checkbox"/> 拡張期血圧が85以上90未満   |
| <input type="checkbox"/> 空腹時血糖が100以上126未満 | <input type="checkbox"/> HbA1cが5.6以上6.5未満 |
| <input type="checkbox"/> 中性脂肪が150以上250未満  | <input type="checkbox"/> 喫煙歴があり           |

## 『平成28年度 健康セミナー』

### スケジュールが決定しました!!

| 8月29日（月） 女性セミナー |               | 8月30日（火） ヘルスアップセミナー |               |
|-----------------|---------------|---------------------|---------------|
| 10:00           | 開講（オリエンテーション） | 10:00               | 開講（オリエンテーション） |
| 10:10           | 栄養セミナー        | 10:10               | ダイエットセミナー     |
| 11:00           | カラダが喜ぶ骨格調整    | 11:50               | 食育セミナー        |
| 12:00           | 昼食（ヘルシーランチ）   | 12:20               | 昼食（ヘルシーランチ）   |
| 13:00           | 健康機器測定体験      | 13:20               | 効果的なウォーキング    |
| 14:15           | 心のリラクゼーション    | 14:20               | 格闘技エクササイズ     |
| 15:15           | 閉講・アンケート記入    | 15:15               | 閉講・アンケート記入    |

※ 女性セミナーへの参加申込書につきましては、すでに所属所へ送付しております。  
皆様のご参加をお待ちしております。

なお、参加申込締切日は、8月5日(金)です。参加決定通知書につきましては、8月12日(金)に発送いたします。

※ ヘルスアップセミナーにつきましては、直接ご本人様に参加依頼の文書を送付させていただいております。また対象者以外で参加ご希望の方も受付させていただきます。  
(参加申込締切日は、女性セミナーと同様8月5日(金)です。)

## 『平成28年度 文化教養講座』のお知らせ!

開催日 : 平成28年10月8日（土）

午前：専門家による健康講座

午後：テーブルマナー講習（洋食）を予定しております。

※ スケジュール・参加申込につきましては、8月上旬にご連絡させていただきます。

## 普通貸付をご利用になりませんか？

今回は、貸付事業の普通貸付についてご紹介させていただきます。

組合員が臨時に資金を必要とするときに貸付けを受けることができます。ただし、生活費や他の借入金の返済に充当する場合等は貸付けを受けることができません。

自動車やバイク、太陽光発電オール電化やテレビその他電化製品等の生活必需品、物を購入する場合にご利用いただけます。

### ※ 便利な給料控除・年利2.66%

※利率は変動利率で  
平成28年7月現在のものです。



### ※ 提出していただくもの

貸付申込書・借入状況等申告書・借用証書・印鑑登録証明書・見積書（①見積日が申込日から2ヶ月以内で、有効期限が記入されている場合は有効期限内のもの②組合員のお名前がフルネームで記入されているもの③会社の社判が押されているもの）、金融機関に借入れがある場合は、借入れた金融機関名・組合員氏名・償還金額が記載されているものを添付し、所属所担当者を通じてご提出をお願いいたします。

### ※ 貸付限度額・返済期間

貸付限度額は貸付申込み時の給料月額 of 6ヶ月分以内で最高200万円まで。返済期間は借入れ金額によって異なりますので、共済組合貸付係にお問い合わせいただくか、共済組合のホームページをご覧ください。

毎月の弁済額の合計が、貸付申込み時の給料月額の30%以内、年間償還額の合計が年収額の30%以内である必要があります。30%を超える場合は貸付けを行うことができません。

### ※ 注意事項

申込書の締切日は毎月5日（土、日、祝日の場合は、その前の直近営業日）となります。

貸付金の送金日は、貸付申込書に記載している「第1回」「第2回」「第3回」を選んでください。  
普通貸付の未償還残高がある方は「第3回目」のみとなり、申込金額から残高を差し引いた金額を送金します。未償還残高がある方で「第1回」「第2回」を希望される場合は、一括償還後にお申込みをお願いします。

### 【その他の貸付種別】

住宅貸付・在宅介護対応住宅貸付・災害貸付・特別貸付（入学・修学・医療・結婚・葬祭）・高額医療貸付・出産貸付がありますので、ご利用ください。

# 積立貯金のご案内

## ○共済組合の積立貯金ならこんなにオトク!!

・利率は半年複利の1.35%。(注1)

・積立方法は3種類。ご自由にお選びいただけます。

①**定時積立**…毎月の給料から天引きされる積立です。

②**ボーナス積立**…ボーナスから天引き(6月・12月のみ)される積立です。

※①と②は併用でもご利用いただけます。

③**臨時積立**…いつでも追加で預け入れできる便利な積立です。

・払戻しは月2回(注2)。手続きは所属所を通じて払戻請求書を提出していただくだけ。  
送金日に共済組合に登録されている個人口座に直接送金されますので簡単・安心です。

(注1) 利率は平成28年7月現在のものです。

(注2) 同月内での払戻しはどちらか1回のみとなります。

半年複利で  
**有利!!**

## ○今後の払戻しのスケジュール

|     | 8月  |     | 9月  |     | 10月 |     | 11月 |     | 12月 |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|     | 1回目 | 2回目 | 1回目 | 2回目 | 1回目 | 2回目 | 1回目 | 2回目 | 1回目 | 2回目 |
| 締切日 | 5日  | 19日 | 6日  | 20日 | 5日  | 19日 | 4日  | 17日 | 6日  | 16日 |
| 送金日 | 16日 | 30日 | 15日 | 29日 | 17日 | 28日 | 15日 | 29日 | 15日 | 27日 |

※締切日は当日必着完備(FAX不可)の取扱となります。不備による再提出が締切日を過ぎますと次回分に繰り下げとなりますのでお急ぎの場合などは特にご注意ください。

**ぜひこの機会に簡単・便利・安心で有利な積立貯金をご利用ください!!**

※ご希望の方は下段の申込書に必要事項をご記入のうえ、各所属所の共済事務担当者までご提出ください。

----- く り と り セ ン -----

## 積立貯金加入申込書

平成 年 月 日

|        |  |  |  |    |  |      |     |        |        |   |     |   |
|--------|--|--|--|----|--|------|-----|--------|--------|---|-----|---|
| 所属所名   |  |  |  |    |  |      |     |        |        |   | 届出印 |   |
| フリガナ   |  |  |  |    |  |      |     |        |        |   |     |   |
| 氏名     |  |  |  |    |  |      |     |        |        |   |     |   |
| 所属所証番号 |  |  |  | 性別 |  | 生年月日 |     |        |        |   |     |   |
|        |  |  |  | —  |  |      | 男・女 | 昭<br>和 | 平<br>成 | 年 | 月   | 日 |

|    |
|----|
| 副印 |
|    |

※届出印と副印に同じ  
印で押印してください。

|          |
|----------|
| 積立開始年月※1 |
| 年 月      |

|             |
|-------------|
| 定例積立額(毎月)※2 |
| 円           |

|             |
|-------------|
| 賞与積立額(6月)※2 |
| 円           |

|              |
|--------------|
| 賞与積立額(12月)※2 |
| 円            |

※1 その月の15日までに申込書が到着すれば、翌月の給料から積立開始できます。

※2 積立額は1,000円以上の整数倍で記入してください。

【ご注意】既に積立をしていて毎月の金額等を変更する場合は、積立金額変更届書をご提出ください。



Summer is coming!! Period limitation!



【期間】2016年  
7月1日(金)～8月31日(水)

夏

イメージ写真

COMMUNITY SQUARE  
I'm full of gratitude!!

この夏だけ!! 特別な夏!!  
4,000円(税サ込)

夏だ!ビールだ!宴会だ!



飲み放題付!

ビール(瓶or生)・焼酎・日本酒・酎ハイ・烏龍茶

- ・若鶏のスパイシー唐揚げ
- ・フライドポテト
- ・手作!ドライカレーとナン盛合せ
- ・五目ちらし寿司or炒飯
- ・おつまみ盛合せ
- ・ふわふわ鶏つくねの照り焼きハンバーグ
- ・水蛸のカルパッチョ
- ・冷やし茶そば
- ・土鍋プリン

～10名様から承ります～





津野町サテライト「道の駅 布施ヶ坂」 津野町の採れたて農作物や、満天の星スイーツなどのお土産も購入できます。



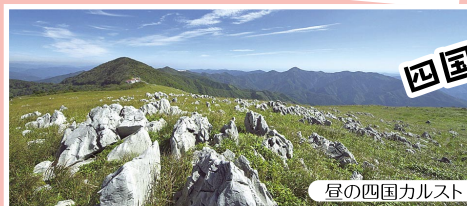
石灰岩と新緑のセラピーロード



満天の星大福(ほうじ茶)



全長196キロと四国一の長さを誇り、日本最後の清流四万十川の源流点は津野町にあります。



昼の四国カルスト



早朝の四国カルスト

## 四国カルストと四万十川源流点のある町 津野町

### 四国カルスト 天狗高原

日本三大カルストの一つ、標高1000m以上の尾根が連なり、草原の中には羊の群れのようなカンフェルトやドリーネといった窪地など独特の景観が広がり、自然の雄大さを感じることができます。



夜の四国カルスト



夕暮れの四国カルスト

### イベント情報



10月 棚田キャンドルまつり



10月 花取り踊り



11月 産業祭



11月 津野山古式神楽

## コミュニティスクエアには “魅力”がいっぱい!!

高知共済会館1階「フェスタフェスタ」では奥四万十博開催中5市町村の魅力ある特産品を販売しております。



高知共済会館

### COMMUNITY SQUARE

高知県市町村職員共済組合  
(一財)高知県市町村職員互助会

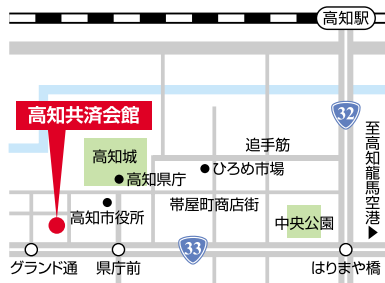
〒780-0870

高知県高知市本町5丁目3-20

TEL: 088-823-3211

FAX: 088-823-3102

http://www.kochi-cs.jp



高知共済会館COMMUNITY SQUARE<sup>®</sup> 宴会プランのご案内

## 各種ご宴会プラン

各種宴会・パーティープラン 5,000円～  
ご予算・ご要望に応じます。  
少人数からのご宴会もお気軽にどうぞ

全コース2時間飲み放題付き  
立食・お座敷・etc...  
★様々なスタイルにお応え致します★

| 5,000円コース                                                                                                                                                                                                 | 6,000円コース                                                                                                                                                                                                 | 8,000円コース                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>旬の南蛮漬け 香辛風味</li> <li>鶏肉と春雨のトドろ煮</li> <li>鶏身盛合せ 鶏姿盛り</li> <li>タスマニア産牛ステーキ</li> <li>彩り手巻き寿司(握り寿司変更可)</li> <li>揚げじゃこの和風サラダ</li> <li>冷やし茶蕎麦</li> <li>ケーキ盛合せ</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>旬の南蛮漬け 香辛風味</li> <li>豚肉と春雨のトドろ煮</li> <li>鶏身盛合せ 鶏姿盛り</li> <li>タスマニア産牛ステーキ</li> <li>彩り手巻き寿司(握り寿司変更可)</li> <li>揚げじゃこの和風サラダ</li> <li>冷やし茶蕎麦</li> <li>ケーキ盛合せ</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>オードブル盛合せ</li> <li>名物の目撃製どり中巻寿司</li> <li>刺身盛合せ 鯛姿盛り</li> <li>大きな海老のチリソース炒め</li> <li>四万十川の焼酎お茶の肴</li> <li>握り寿司盛合せ</li> <li>牛フィレステーキ</li> <li>生ハムとチーズのメロメロサラダ</li> <li>デザート</li> </ul> |

高知共済会館 COMMUNITY SQUARE<sup>®</sup>

〒780-0870 高知市本町5-3-20

ご予約・お問合せ TEL: 088-823-3211

ホームページ http://www.kochi-cs.jp





海洋堂かっぱ館  
常時500点以上のカッパ作品を展示



火振り漁



興津海水浴場



しまんトロッコ JRグループの中で、最も歴史のある  
元祖トロッコ列車。夏休み、秋を中心に運転中

# 自然豊かで美味しいものもたくさんある 四万十町



四万十川で育った天然ウナギ



四万十天然鮭



人気商品!!! ダバダ火振  
栗をたっぷり使った本格栗焼酎



奥四万十博サテライトの1つあぐり窪川



四万十川で専用の大きなゴムボートに乗って急流を  
漕ぎ下るラフティングができます。

## イベント情報



8月 四万十川まつり



8月 四万十大正あゆまつり



11月 米こめフェスタ



久保谷セラピーロード 水路に  
沿って約3Kmを歩く、日本一高低  
差が少ない森林セラピーロード。



維新の群像(門)



神幸橋



奥四万十博サテライト ゆすはら観  
光交流案内所まろうと館

# 雲の上の町・梶原町



梶原町の標高は220~1455mとかなりの高  
低差があり、平地が少ないことから山間の傾  
斜を利用した農耕が発達。数多くの田んぼ  
が重なることから千枚田といわれ親しま  
れています。



マルシェ・ユスハラ 施設の外壁に用いられ  
ている茅は、地域の伝統的な茅葺屋根に学  
んだものです。お土産物もたくさん販売中!



影浦工房の刃物 剣鉾や包丁その美しさと切味に  
「一生もの」として購入する人も多い。

## イベント情報



9月 ゆすはらグルメまつり



10月 第5回龍馬脱藩マラソン大会



10・11月 津野山神楽





鳴無神社 縁結びのパワースポットとして有名。



須崎名物色々あります! /

メジカ



伊勢海老



鍋焼きラーメン



シーカヤック 海に面した須崎市では、波との一体感が楽しめるシーカヤックがオススメ



# 海洋都市・須崎市



新莊川 ニホンカワソウが最後に目撃された川

ゆるキャラ  
2年連続第4位



横浪スカイライン



安和海岸

## イベント情報



須崎まつり(8月)



新子まつり(9月)



すさき mas イルミネーション(12月)



上ノ加江漁協の現役漁師さんの指導で、かご漁や網漁を体験。



カツオのタタキ



漁師町の地酒は端麗辛口のすっきりした味わいが特徴



漁師町

# 鯉乃国・中土佐町



二ヶ月半の歳月をかけ、太陽の力のみで仕上げています。中土佐町の新特産品



中土佐流薬焼きたたき作りが体験できます。



新鮮な魚が人気の久礼大正町市場



春の高知を代表するイベントかつお祭。毎年、1万人を超える来場者がかつおのたたきをはじめ、約2tのかつおを豪快に平らげる。

## イベント情報



9月 久礼八幡宮秋季大祭



10月 大野見しんまいフェスタ



11月 門前市



11月 上ノ加江黒潮ふれあい祭



# フェスタ フェスタ



vol. 17

「フェスタフェスタ」は高知県内34市町村の魅力と情報を発信。今回は、奥四万十博開催中の5市町を紹介します。

## 2016 奥四万十博 Oku Shimanto 須崎市・中土佐町・四万十町・梶原町・津野町



2016.4.10 SUN - 12.25 SUN

### 奥四万十博 イベント情報

7月

#### 中土佐町

7月23日 サマーフェスティバル

8月

#### 須崎市

8月5、6、7日 須崎まつり

#### 四万十町

8月14日 四万十川ふるさとまつり

8月21日 四万十大正あゆまつり

#### 梶原町

8月15日 第49回梶原町高原まつり

#### 津野町

8月15日 津野町夏まつり 8月27日 夜神楽

9月

#### 須崎市

9月3、4日 新子まつり

9月10、11日

ご当地キャラクターまつり IN 須崎

#### 津野町

9月10、11日 コウモリフェスティバル

in 天狗高原

9月17日 観月会

#### 四万十町

9月11日 四万十・南予横断2リバービューライド

#### 中土佐町

9月14、15日 久礼八幡宮秋季大祭

#### 梶原町

9月24、25日 ゆすはらグルメまつり

土佐牛まるかじり大会

10月

#### 須崎市

10月23日

すさきオープンウォーター  
スイミング・湾パーク

#### 中土佐町

10月16日 大野見しんまいフェスタ

#### 津野町

10月15日

ツノチャ マルシェ  
貝ノ川棚田キャンドルまつり

#### 梶原町

10月30日 津野山神楽

10月9日 第5回龍馬脱藩マラソン大会

11月

#### 梶原町

11月3・23日 津野山神楽

#### 須崎市

11月13日 海の駅・須崎の魚まつり

#### 津野町

11月15～19日 津野山古式神楽 11月27日 産業祭

#### 中土佐町

11月20日 門前市 上ノ加江黒潮ふれあい祭

#### 四万十町

11月6日 米こめフェスタ

11月27日 志和ふるさとまつり

12月

#### 須崎市

12月1日～1月上旬

すさき X'mas イルミネーション